

医政地発0308第1号  
令和6年3月8日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局地域医療計画課長  
（ 公 印 省 略 ）

地域医療介護総合確保基金(医療分)に係る標準事業例の取扱いについて

標記については、「地域医療介護総合確保基金（医療分）に係る標準事業例及び標準単価の設定について」（平成29年1月27日医政地発0127第1号厚生労働省医政局地域医療計画課長通知。以下「平成29年通知」という。）をもって通知したところですが、今般、基金の有効かつ効率的な活用を図るため事業区分Ⅱの事業内容の取扱いを別添のとおり整理しましたので、通知します。

なお、平成29年通知において示された標準事業例及びそれ以降に例示している事業例以外の事業についても、それぞれの事業区分の趣旨に沿ったものである場合には、都道府県医療審議会や地域医療対策協議会等の関係者の意見を踏まえた上で、都道府県計画に計上して差し支えないことを申し添えます。

別 添

地域医療介護総合確保基金（医療分）の対象事業の取扱い

事業区分Ⅱについては、「居宅等における医療の提供に関する事業」を対象としていますが、以下に掲げる経費についても、当該事業に関連するものとして対象として差し支えありません。

標準事業例「12. 訪問看護の促進、人材確保を図るための研修等の実施」

訪問看護を行う看護師等における利用者・家族からの暴力・ハラスメント対策として、セキュリティ確保に必要な防犯機器の初度整備に係る経費。

※防犯機器とは、例えば、位置検索機能・緊急呼び出し機能付き防犯ブザーや防犯ボタン付き携帯電話など。

※防犯機器の導入に係る初度整備費用以外の、防犯機器の運用に係るランニングコスト等に係る経費は補助対象外とする。

安心・安全  
のために

訪問看護師と  
訪問看護ステーション管理者の方へ

# 防犯機器※の使用を ご検討ください。

(※) 位置検索機能・緊急呼び出し機能付き防犯ブザー、防犯ボタン付き携帯電話 等



## 心身の危険を感じる状況(例)



## 訪問看護師が防犯機器を携帯すると…

- 訪問先で、利用者や家族からのハラスメント等によって、**心身の危険を感じる状況が発生した時に、防犯機器を使って速やかに警備会社に通報・出動要請することができます。**
- 防犯機器を携帯することで、不安なく業務に臨めます。

## 防犯機器を携帯する訪問看護師の声



防犯機器を携帯していると示すことが、一定の抑止の効果を持っていると感じています。



一人で密室である個人宅に伺うことが多いので、いざという時に簡便で速やかに対応してもらえる防犯機器の携帯は、「お守り」のような安心感があります。

防犯機器の導入にあたっては、地域医療介護総合確保基金による補助が活用できる場合があります。事業所所在の都道府県までご相談ください。